

柏崎青年工業クラブ役員選出規定

(総 則)

第 1 条 本クラブ役員は、会則第 19 条に基づき、本規定の定めるところにより選出する。

(会長の選出)

第 2 条 次年度会長は、会長立候補者の中から会員の投票により選出する。ただし、立候補なき場合は、第 5 条、第 6 条の定めるところによる。

(立候補者の資格)

第 3 条 次年度会長立候補者の資格は次の各項の要件を充たす者とする。

1. 会員経験年数が 3 年以上の者
2. 役員経験を有する者

(立候補の受付および運営管理)

第 4 条 会長は、7 月の例会において次年度会長立候補の受付を公示し、7 月末日にこれを締め切る。

2. 次年度会長立候補希望者は、総務委員会によって構成される選挙管理委員会に書面をもって届け出るものとする。

(選考委員会)

第 5 条 第 4 条の期日までに立候補なき場合は、会長が選考委員 7 名を指名し、選考委員会を設ける。

2. 選考委員会は、速やかに次年度会長候補者を決め理事会に推薦する。

(会長の決定)

第 6 条 選考委員会による推薦候補者は、理事会の承認を得て決定する。

2. 次年度会長は、9 月末日までに決定し、例会および会報において報告する。

(副会長、理事、監事の決定)

第 7 条 副会長、理事ならびに監事は、次年度会長が総会において指名し、会員の承認を得て決定する。

(昭和 62 年 8 月 30 日新設)

(平成 31 年 4 月 18 日改正)